

自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設 導入可能性調査補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、自然エネルギー発電施設の立地を促進し、もって本県におけるエネルギーの地産地消を推進するために、県内における自然エネルギー発電施設の整備計画を有する市町村又は民間事業者（以下「事業者」という。）が行う自然エネルギー発電の事業化に向けた導入可能性調査（以下「調査」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金申請者)

第2条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者又はこれに準じる者として知事が特に認める者とする。

- (1) 事業者の事務所又は事業所が徳島県内にあること。
- (2) エネルギーの地産地消の推進に寄与するものであって、次のア又はイに掲げる事業について、それぞれ当該ア又はイに定める要件を満たしていること。
 - ア 次条第1項第1号に掲げる事業 出力200kW未満の小水力発電施設の導入を予定しており、事業化に向けた具体的な調査計画を有していること。
 - イ 次条第1項第2号に掲げる事業 市町村が指定する防災に資する施設に接続する自然エネルギー発電施設を含む地域マイクログリッドの事業化に向けた具体的な調査計画を有していること。
- (3) 調査を適切に実施できる資産及び体制を有していること。
- (4) 観測機器の設置場所を確保していること。
- (5) 自然エネルギーに関する県の施策に協力できること。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 事業者が行う小水力発電施設の事業化に向けた流量調査事業
 - (2) 市町村が行う地域マイクログリッドの事業化に向けた導入可能性調査事業
- 2 補助対象経費、補助金の額及びその限度額は、次に掲げる事業について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号に掲げる事業 別表1に定めるとおりとする。
 - (2) 前項第2号に掲げる事業 別表2に定めるとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 調査地点の使用に関する書類（占有許可証、賃貸借契約書等）
- (3) 調査地点の位置図
- (4) 会社概要、会社定款及び登記簿謄本（事業者に限る。個人事業所の場合は住民票）
- (5) 直近の事業年度の財務諸表（事業者に限る。）
- (6) 納税証明書（事業者に限る。都道府県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの）
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が特に認めるものを除き、別に定める各公募期間終了までとする。

(委員会)

第5条 知事は、規則第4条に規定する調査を行うため、自然エネルギー立県とくしま推進事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会の業務、組織、その他必要な事項は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の申請額に変更を生じないものとする。

(変更の承認の申請等)

第8条 補助事業者が当該事業に係る計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 変更（中止・廃止）後の事業実施計画書（様式第2号）
(2) その他知事が必要と認める書類

(実績報告書等)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。
2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
(1) 事業概要説明書（様式第5号）
(2) 調査結果が記載された書類
(3) 調査に係る契約書（完了承認書、納品書）、仕様書及び支払代金領収書の写し等費用の支出とその内容が分かる書類
(4) 調査地点の写真
(5) その他知事が必要と認める書類
3 規則第11条の規定による実績報告は、当該調査完了の日から3か月以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日まで（第2条の知事が特に認めた者にあつては、知事が別に定める日まで）にしなければならない。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第6号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第11条 知事は、市町村である補助事業者に関しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては、前条の補助金請求書を受領した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管)

第12条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(消費税等仕入控除税額の報告等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除額報告書（様式第7号）を速やかに知事に提出しなければならない。
2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕

入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金調書等)

第14条 規則第16条の補助金調書は、様式第8号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(データの提供等)

第15条 補助事業者は、知事の求めに応じて、調査に関するデータの提供を行う。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

費目	内容	補助率又は補助額	限度額
調査分析費	調査データの分析、評価等に要する経費	調査に要した経費に100分の25を乗じて得た額以内 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする	1事業者当たり100万円
機械器具費	調査に要する機械器具等の賃借等に要する経費		
工事費	調査に必要な機械器具等の設置工事・撤去工事に要する経費 ※用地取得費、用地賃借料は対象外		

別表2（第3条関係）

費目	内容	補助率又は補助額	限度額
調査分析費	調査データの分析、評価等に要する経費	調査に要した経費に100分の50を乗じて得た額以内 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする	1市町村当たり200万円
機械器具費	調査に要する機械器具等の賃借等に要する経費		
工事費	調査に必要な機械器具等の設置工事・撤去工事に要する経費 ※用地取得費、用地賃借料は対象外		

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
名称
代表者名

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設導入可能性調査補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 年度自然エネルギー立県とくしま推進事業
(発電施設導入可能性調査)

2 交付申請額 金 円

3 事業の目的

4 企業の概要

- (1) 設立年月日
- (2) 資本金
- (3) 従業員数
- (4) 業種

5 事業内容（予定）

導入を予定している発電施設の 種類		想定発電出力	k W
調査地点の所在地			
調査期間	年 月 日	～	年 月 日
調査費用 (補助対象額)	円	補助金交付 申請額	円

(注)金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とすること。(以下同じ。)

6 関係書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 調査地点の使用に関する書類（占有許可証、賃貸借契約書等）
- (3) 調査地点の位置図
- (4) 会社概要、会社定款及び登記簿謄本（事業者に限る。個人事業所の場合は住民票）
- (5) 直近の事業年度の財務諸表（事業者に限る。）
- (6) 納税証明書（事業者に限る。都道府県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの）
- (7) その他知事が必要と認める書類

7 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

事業実施計画書

名 称

1 事業計画

調査期間	年 月 日 から 年 月 日
調査内容	※調査項目、調査方法、実施体制等について

※調査の詳細がわかる資料を添付すること

2 調査費用

(単位：円)

調査分析費	
機械器具費	
工 事 費	
小 計	
※補助対象外経費	
合 計	

3 資金調達計画

(単位：円)

自 己 資 金	
自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金 (発電施設導入可能性調査)	
借入金 ()	
その他 ()	
合 計	

徳島県知事 殿

所在地
名称
代表者名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業の変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設導入可能性調査補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 年度自然エネルギー立県とくしま推進事業
(発電施設導入可能性調査)
- 2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 変更（中止・廃止）しようとする事由
- 5 関係書類
(1) 変更（中止・廃止）後の事業実施計画書（様式第2号）
(2) その他知事が必要と認める書類
- 6 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

徳島県知事 殿

所在地
名称
代表者名

実績報告書

補助事業が完了したので、自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設導入可能性調査補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名 年度自然エネルギー立県とくしま推進事業
(発電施設導入可能性調査)

2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 事業内容

導入を予定している発電施設の 種類		想定発電出力	k W
調査地点の所在地			
調査期間	年 月 日	～	年 月 日
調査費用 (補助対象額)	円	補助金交付 申請額	円

4 関係書類

- (1) 事業概要説明書 (様式第5号)
- (2) 調査結果を記載した書類
- (3) 調査に係る契約書 (完了承認書、納品書)、仕様書及び支払代金領収書の写し
- (4) 調査地点の写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

事業概要説明書

名 称

1 事業概要

調査期間	年 月 日 から 年 月 日
調査内容	※調査項目、調査方法、実施体制等について
事業の成果	※観測データから見込まれる最大出力、年間発電量等について
今後の事業化の計画	※発電施設整備計画の事業化に向けた計画等について

※調査結果の詳細がわかる資料を添付すること

2 調査費用

(単位：円)

調査分析費	
機械器具費	
工 事 費	
小 計	
※補助対象外経費	
合 計	

3 資金調達状況

(単位：円)

自 己 資 金	
自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金 (発電施設導入可能性調査)	
借入金 ()	
その他 ()	
合 計	

様式第6号（第10条関係）

受理日付印

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者
住 所
氏 名
(法人名及び代表者名)

右の金額を 請求します。	請求 金額							円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	---

摘 要	
補助事業名	年度 自然エネルギー立県とくしま推進事業 (発電施設導入可能性調査)
補助指令金額	
補助指令年月日	年 月 日
補助指令番号	徳島県指令 第 号
補助額	既受領額
	今回請求額
	残 額
請求区分	1 精算

口座振込先 金融機関名 () 店舗名 () 預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)							
口座番号 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> (右づめ)							
口座名義 (カタカナ書き) ()							

発行責任者及び担当者

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

徳島県知事 殿

所在地
名称
代表者名

消費税等仕入控除額報告書

自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設導入可能性調査補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定通知の年月日
年 月 日 第 号
- 2 補助金額（確定額）
金 円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除額
金 円 （A）
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除額
金 円 （B）
- 5 補助金返還相当額
金 円 （B）－（A）
- 6 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

添付書類

- (1) 積算の内訳等
- (2) 消費税及び地方消費税額の申告書の写し

年度 自然エネルギー立県とくしま発電施設導入可能性調査補助金調書

県			市 町 村 名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定額	補助率	科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち補助金	支出済額	うち補助金	翌 年 度	うち補助金	
								相 当 額		相 当 額		繰 越 額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円

備考

- 「補助事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する市町村の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、「歳出」の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業に係る市町村の歳出予算額の繰越し（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、「歳入」の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に、それぞれ補助金額を括弧書きで二段書きにすること。